

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、三豊市が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（揚水施設新設事業）寺家宮川地区）を行うことについて平成19年3月26日適当と決定した。

その関係書類を三豊市豊中支所事業課において平成19年4月17日から同年5月7日まで縦覧に供する。

平成19年4月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀